

99. 法教育における取組の実施状況と関係予算（令和8年度）

1 法教育における取組の実施状況

法教育における取組に関し、まず、学校現場における法教育を実践するための支援として、法教育教材について、小学生・中学生・高校生向けの冊子教材及び小学生・中学生向けの視聴覚教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、具体的な法教育授業の実践例として、モデル授業例を法務省ホームページで公開している。このほか、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けリーフレットの作成・配布やデジタルコンテンツ化、小学校、中学校及び高等学校の各段階に応じた、刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材を作成している。

また、法教育の担い手の育成として、令和元年度以降、教員の指導力向上や法教育教材の活用方法の習得等を目的とした「法教育セミナー」を開催し、令和6年度以降はその対象を教職課程の大学生に拡大するなどして、より早い時期からの法教育の担い手の育成に取り組んでいる。

さらに、令和7年度は、学校現場における法教育の実施状況の把握やその取組を更に支援するための方策を検討するため、小学校における法教育の実践状況に関する調査を実施し、その結果について法務省ホームページで公開している。

令和8年度は、法教育セミナーの開催場所を地方に展開するなど開催方式について検討するほか、中学校における法教育の実践状況に関する調査を実施する予定である。

2 令和8年度関係予算（案）

10,464千円